



男女平等参画社会をめざして

# 男女平等推進プラン

清瀬市

## 清瀬市男女平等推進プランの改定にあたって

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、あらゆる分野でその能力と個性を十分に発揮できる社会の実現は、21世紀のわが国における最重要課題とされています。

清瀬市では、このような男女平等参画社会の実現に向け、平成12年に「清瀬市男女平等推進プラン」を策定し、総合的・計画的に取り組みを進めてきました。

また、平成18年には「男女平等推進条例」を制定し、制度的な基盤整備を果たしました。

この度の「男女平等推進プラン」は、「男女平等推進条例」の制定に伴い、市民参画による男女平等推進委員会において、現行の推進プランの見直し、検討を重ねていただき、その報告書を基に現プランの進捗状況・成果・課題等を踏まえ改定したものです。

私たちをとりまく現在の社会状況は、人口の減少に歯止めがかからず高齢化が進むなかで、人々の価値観や生活様式も多様化するなど、大きく変化しています。

新たなプランは、これまでの男女平等参画施策をさらに推進するとともに、プランの総合的・効果的な推進を図る取り組みなど、これからの男女平等参画社会の形成に向けて求められるさまざまな施策を盛り込んでいます。

女性と男性が対等に参画し、すべての市民が性別にかかわらず個人として尊重され、平等にいきいきと暮らせるまちの実現に向け、市民の皆様、事業者の皆様、関係団体との皆様との協働により、男女平等推進プランを着実に推進していきたいと思えます。

平成20年3月

東京都清瀬市長 星野 繁

# 目 次

## 第1章 総 論

1 . 推進プラン改定の趣旨 .....	1
2 . 改定の経過 .....	2
3 . 新たな推進プランについて .....	2
4 . 推進プランの位置づけ .....	3
5 . 推進プランの期間 .....	3
6 . 推進プランの構成 .....	4

## 第2章 基本的な考え方

1 . 基本理念 .....	5
2 . 推進プランの体系 .....	7

## 第3章 推進プランの内容

目標1 . あらゆる場における男女平等参画の視点に立った意識変革 ...	9
目標2 . 一人ひとりの性が尊重される社会の形成 .....	24
目標3 . 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進 ...	32
目標4 . 男女の働く権利の保障と労働の場における男女平等の推進 ...	46
目標5 . 社会福祉分野の保障 ～ 一人ひとりが豊かに暮らせる社会の実現 ～ .....	54
目標6 . あらゆる分野への男女平等参画の推進 .....	64
目標7 . プランの総合的・効果的な推進 .....	72

資料編 .....	77
-----------	----

# 第1章 総論

推進プラン改定の趣旨

改定の経過

新たな推進プランについて

推進プランの位置づけ

推進プランの期間

推進プランの構成

## 1 男女平等推進プラン改定の趣旨

清瀬市では、1983（昭和 58）年に女性行政にかかわるはじめての計画である「清瀬市婦人行動計画」を策定し、さらに清瀬市長期総合計画に「女性センターの整備」「男女共同参画社会の確立」を掲げ、1991（平成 3）年から女性広報誌『Ms . スクエア』を発行、1995（平成 7）年には拠点施設として「清瀬市男女共同参画センター」を開設しました。また、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけた 1999（平成 11）年の「男女共同参画社会基本法」の成立・施行を受け、2000（平成 12）年 3 月には、「清瀬市男女平等推進プラン」（以下「推進プラン」）を策定しました。

1960 年代以降、日本社会は「女性が専ら家事・育児・介護を担い、男性は仕事をする」という固定的な性別役割分担を基本として経済的發展を遂げてきました。しかし、少子・高齢化の進行等人口構造の急激な変化、経済のグローバル化に伴う雇用形態の多様化、高度情報化など社会状況の変化は、家族や地域社会の変容をもたらし、新たな社会の枠組みが求められています。今後も社会が活力を維持し発展するためには、男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、あらゆる分野でその能力と個性を発揮できる社会的環境や仕組みづくりを推進する必要があります。

国においては、2005（平成 17）年 12 月に「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定され、新たな取り組みや強化する取り組みの方向が示されました。育児・介護休業法（『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律』）、男女雇用機会均等法（『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律』）が改正、施行され、配偶者暴力防止法（『配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律』）も改正が行われるなど、関連する法制度の整備も進んでいます。

清瀬市では、2006（平成 18）年 7 月に、市、市民、事業者等との協働により、男女平等参画社会の形成をいっそう進めることを目的として「男女平等推進条例」を制定しました。また、条例に基づき、現行の推進プランの見直し・検討を男女平等推進委員会において行い、新たな改定案を市長に報告しました。

清瀬市が今後も活力をもち、豊かに発展していくためには、男女平等参画社会の実現に向けさまざまな目標・課題に取り組むことが不可欠です。男女平等推進委員会の報告及び前推進プランの進捗状況・成果・課題等を踏まえ、男女平等施策を総合的かつ計画的に推進するため改定するものです。

## 2 改定の経過

清瀬市男女平等推進条例に基づき、清瀬市男女平等推進委員会（委員 11 名）において、平成 18 年度 3 回、平成 19 年度 5 回の審議ののちに、11 月にパブリックコメントを実施。

男女平等推進委員会からの中間報告をもとに清瀬市男女平等推進本部会議を開催し推進プランの総合調整を行う。

平成 19 年 12 月第 6 回目の男女平等推進委員会を開催し、本部会議からの意見を参考に推進プランを調整する。

平成 20 年 1 月、「男女平等推進プラン改定について」男女平等推進委員会委員長より市長へ報告。

各事業について、報告をもとに各所管課へ事業について調査依頼。

平成 20 年 2 月、清瀬市男女平等推進本部専門部会を開催。プランについて協議、結果を推進本部に報告。

## 3 新たな推進プランについて

新たな推進プランは、以下に力点をおいて改定しています。

### 新たな目標の設定

これまで表面化することの少なかった女性に対するさまざまな暴力被害が顕在化し、社会問題として取り組むことが求められています。これを受け、プランの基本目標に「女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進」を現プランの課題から、新たに目標とし、これらの問題に対する防止対策を強化するとともに被害者支援や関係機関の連携を推進します。

## プランの推進体制の強化

前プランの進捗状況調査では、各担当課において、男女平等の視点からの施策がさまざまに実施されていますが、男女平等参画社会を実現するためには、各分野にわたる取り組みを整合性をもって総合的に推進することが必要です。

今回のプランにおいては、計画の総合的・効果的な推進体制を強化するため「推進体制の整備・充実」や「市職員の男女平等の推進」さらには「施策事業の定期的な点検・調整」など、さまざまな課題に対する取り組みの推進を図ります。

## 4 推進プランの位置づけ

### このプランは

「清瀬市男女平等推進条例」に基づき、男女平等施策を総合的かつ計画的に推進するために前清瀬市男女平等推進プランを踏まえ策定したものです。

このプランは、清瀬市男女平等推進委員会での検討による報告書を尊重し、策定したものです。

このプランは、清瀬市長期総合計画等との整合性を図り、男女平等参画社会の実現のための個別計画として位置づけるものです。

このプランは、国の「男女共同参画社会基本法」「男女共同参画基本計画（第2次）」及び東京都の「男女平等参画のための東京都行動計画」（チャンス&サポート東京プラン 2007）を踏まえ、策定しています。また、国や東京都との連携を図りながら推進していきます。

このプランは、男女平等参画社会の形成を図るために、目標や課題、関連する施策や事業を示すことにより、市民や事業者・その他の団体・教育に携わる者等の理解や協力を得るとともに、さらなる参画を期待するものです。

## 5 推進プランの期間

平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間とします。ただし、男女平等参画社会の構築をめぐる内外情勢の変化にともない改定が必要な場合、随時見直しを行ないま

す(男女平等推進条例制定にともなう改定により現計画の期間を2年間繰り上げ平成19年度までとします)。

区分については、次のとおりです。

<継続> すでに実施しており、今後も継続していく事業

<新規> 平成20年度以降、新規に行う事業

<要請> 国・都及び関係機関に要請していく事業

前プラン策定後、新たな事業として実施し、引続き行っている事業は、継続となっています。

## 6 推進プランの構成

このプランは、清瀬市男女平等推進条例に基づき、女性も男性も社会的性別の概念にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で対等に参画する男女平等参画社会の形成を図るため、7つの基本目標を掲げています。また、基本目標に対して課題を設定し、それぞれの課題に対する施策、取り組む事業を示しています。

## 第2章 基本的な考え方

基本理念

推進プラン体系

# 1 基本理念

男女平等参画社会の形成を図るため、「清瀬市男女平等推進条例」の基本理念に基づき、本プランの基本理念を次のとおりとします。

- ( 1 ) すべての人が、個人としての人権を尊重され、性別を理由として直接又は間接に差別的取り扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力を十分発揮できる機会が確保されること。
- ( 2 ) 女性と男性が、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。
- ( 3 ) 女性と男性が、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を分かち合うとともに、家庭生活と社会活動を両立できるような環境が整備されること。
- ( 4 ) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、さまざまな領域における活動の方針立案及び決定の過程で共同参画する機会が確保されること。
- ( 5 ) 女性と男性が、互いの性を理解し尊重し合うとともに、性に基ついた健康が生涯にわたり維持されるよう配慮されること。

## 第3章 推進プランの内容

あらゆる場における男女平等参画の  
視点に立った意識変革

一人ひとりの性が尊重される  
社会の形成

女性に対するあらゆる暴力の  
根絶に向けた取り組みの推進

男女の働く権利の保障と  
労働の場における男女平等の推進

社会福祉分野の保障  
～一人ひとりが豊かに暮らせる社会の実現～

あらゆる分野への男女平等参画の推進

プランの総合的・効果的な推進

## 目標 1

### あらゆる場における

### 男女平等参画の視点に立った意識変革

「清瀬市男女平等推進条例」(以下「条例」)では、「すべての人が、個人としての  
人権を尊重され、性別を理由として直接又は間接に差別的取扱いを受けることなく、  
一人ひとりの個性と能力を十分発揮できる機会が確保されること」が、基本理念とし  
てまずあげられています。

男女がともに個人として尊重され、対等な立場で参画し、その能力と個性を発揮す  
る男女平等参画社会を実現するためには、家庭、学校、地域、職場など、あらゆる場  
において性別による固定的な役割分担意識を変革していくことが求められています。

家庭生活と社会活動を両立できるような社会的制度・環境整備を推進するとともに、  
家庭においては、いまだに女性が多くを担っている家事、子育て、家族の介護その他  
の家庭生活における責任を、男性もともに担う意識を啓発することが必要です。とく  
に、男性に向けた働きかけを推進していきます。

女性も男性も、性にかかわらず対等であり平等であるという意識や感覚を形成する  
うえで、学校教育や社会教育、また家庭教育は重要な役割をはたします。条例におい  
ても教育に携わる者の責務として、男女平等参画の理念に配慮した教育を行うよう努  
めることとされています。「男だから、女だから」という性にとらわれた意識を再生  
産することなく、一人ひとりの個性や能力をいかす教育が求められています。

高度情報化社会のなかで、メディアは大きな影響力を持っています。男女平等の視  
点から、情報を選択し、活用できる力の育成にも取り組みます。

## 課題 1 家庭における男女平等参画

平成 18 年版の「統計きよせ」によると、平成 19 年 1 月 1 日現在清瀬市の総人口は、72,608 人と、平成 12 年の調査と比べると増加しています。年齢（3 区分）別人口では、年少人口（0～14 歳）は 9,771 人（比率：13.5%）、生産年齢人口（15～64 歳）は 47,065 人（64.8%）、老年人口（65 歳以上）は 15,772 人（21.7%）となり、高齢化の傾向が続いています。また、年齢別人口では、35～39 歳が多く、次に 30～34 歳となっていて、いわゆる子育て世代の人口が多いことがわかります。

家族類型別世帯数及び世帯人員等（平成 17 年 10 月）では、総世帯数が 29,741 世帯、うち核家族世帯が 18,270 世帯 53,492 人と多数を占めています。核家族世帯のうちでは、夫婦と子どもの世帯数が 9,528 世帯 34,854 人と多く、うち 6 歳未満の親族のいる世帯数は 2,597 世帯、18 歳未満の親族のいる世帯数は 5,362 世帯です。

また、夫婦のみの世帯が 6,002 世帯 12,007 人と次に多く、ひとり親世帯数は 2,740 世帯 6,631 人、うち女親と子どもは 2,325 世帯、男親と子どもは 415 世帯となっていて、家族の多様化が進んでいることがわかります。

全国的にみても子どもの数の減少による世帯構造の変化は大きく、平成 18 年に児童（18 歳未満の未婚の者）のいる世帯は 1,297 万 3000 世帯で、全世帯に占める割合は 27.3%となっており、20 年前の昭和 61 年の 46.2%と比較すると大きく低下しています。

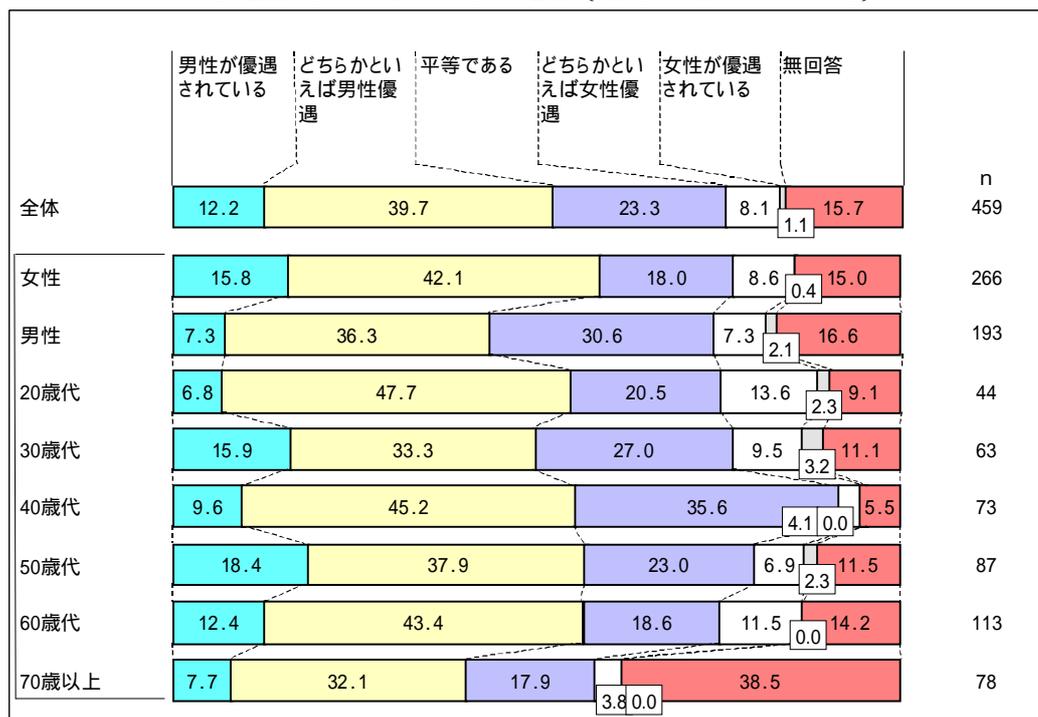
「家庭と社会生活に関する都民の意識調査」（平成 17 年東京都生活文化局）によると、良好な家族との関係を構築するために家族同士で配慮する必要があることとしては、「なるべく言葉でコミュニケーションをとる」が 8 割と最も多く、ついで「思いやる」「助け合う」「なるべく一緒に食事をする」と続きます。

核家族化、高度情報化、地域社会の変容等々、急激に変化する社会状況にともない、人と人との関係の希薄化がいられています。家族は社会の基本となる単位であり、人間関係を学ぶ場でもあります。

家族の一人ひとりが「男だから、女だから」という性別にとらわれず、家庭責任をともに担い、平等・対等に協力しあう家族関係をつくることが、一層必要とされています。

市内在住の20歳以上の男女を対象にした「男女平等意識・実態調査」(以下「市民意識調査」)によると家庭生活での男女の地位の平等感については、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇」との回答が過半数でした。「平等である」とした回答は2割強あり、年代別にみると、20～40歳代で高く、50歳代以上で低い傾向にあります。

家庭生活での男女平等の地位(全体・性別・年代別)



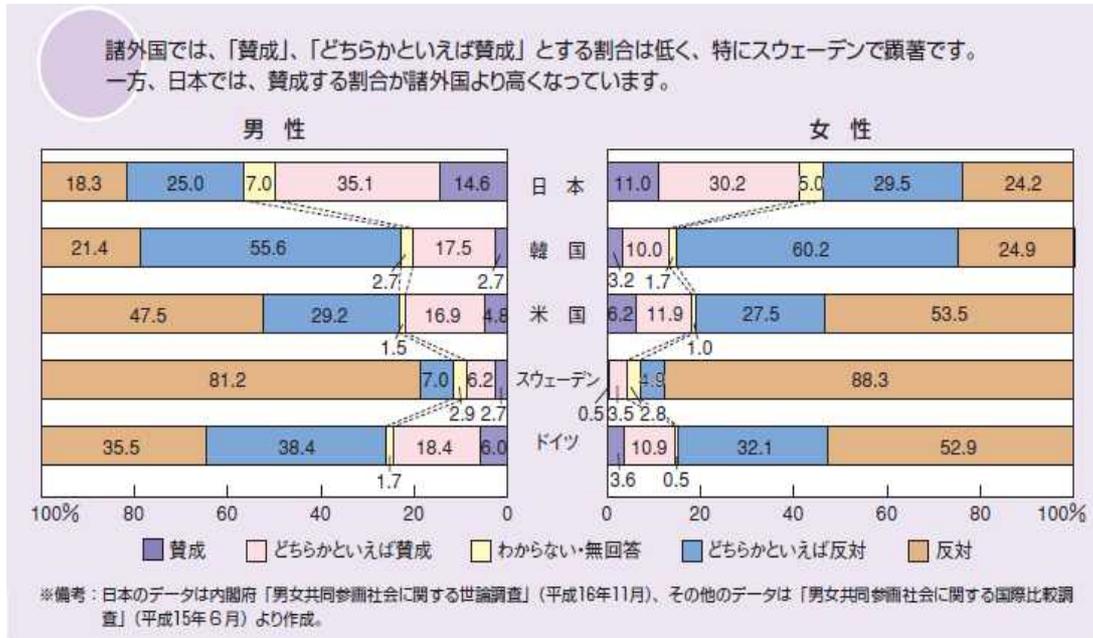
資料:「男女平等意識・実態調査」平成16年 清瀬市

「男女平等意識・実態調査報告書」

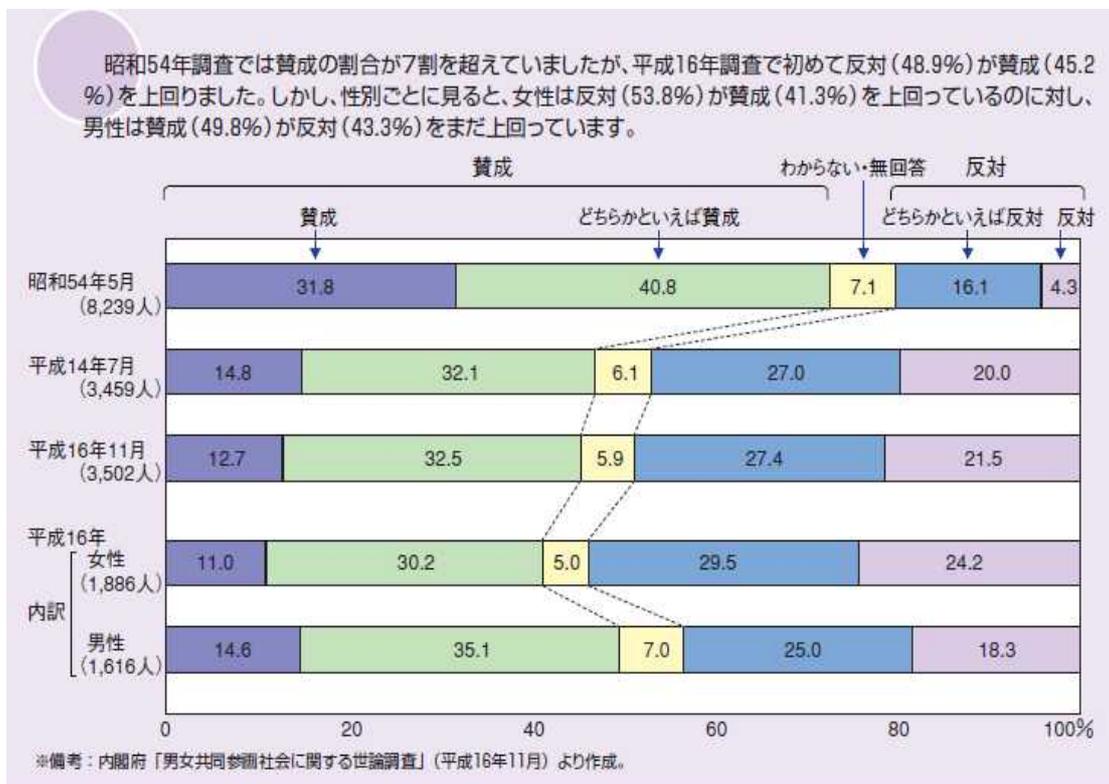
実施 平成15年10月 清瀬市企画部男女平等推進室  
 対象 清瀬市民 1,000人  
 回収率 45.9%  
 有効回答者 女性 266人 男性 193人  
 調査報告 平成16年3月

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な役割分担に関する意識には変化がみられますが、女性と男性には意識の差があり、諸外国に比して日本では賛成する割合が高くなっています。

固定的性別役割分担意識＜国際比較＞（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである）



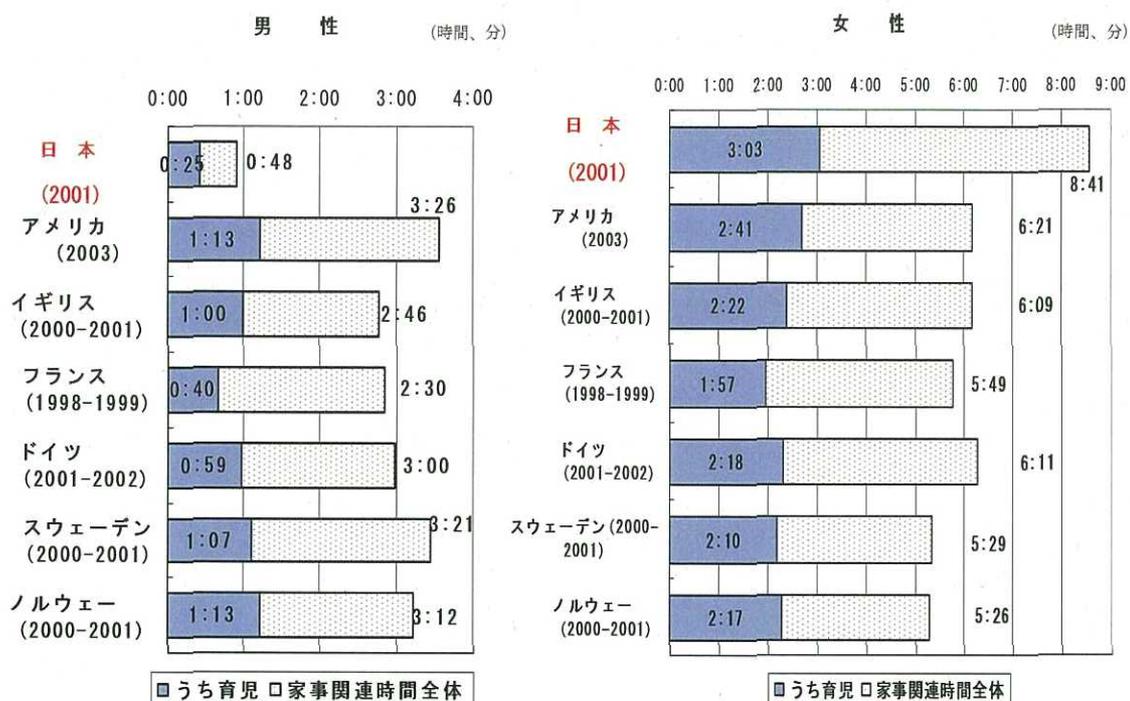
固定的性別役割分担意識＜経年比較＞（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである）



資料：「男女共同参画社会の実現を目指して」内閣府男女共同参画局 2007.07

国際的に比較すると妻の有業・無業にかかわらず、日本の男性が育児・家事等にかかわる時間は非常に短くなっています。家庭での男性の参画を促し、男女が仕事と育児・家事等をバランスよく担えるようにしていく必要があります。

6歳未満児のいる男女の1日あたりの育児、家事関連時間(週全体)



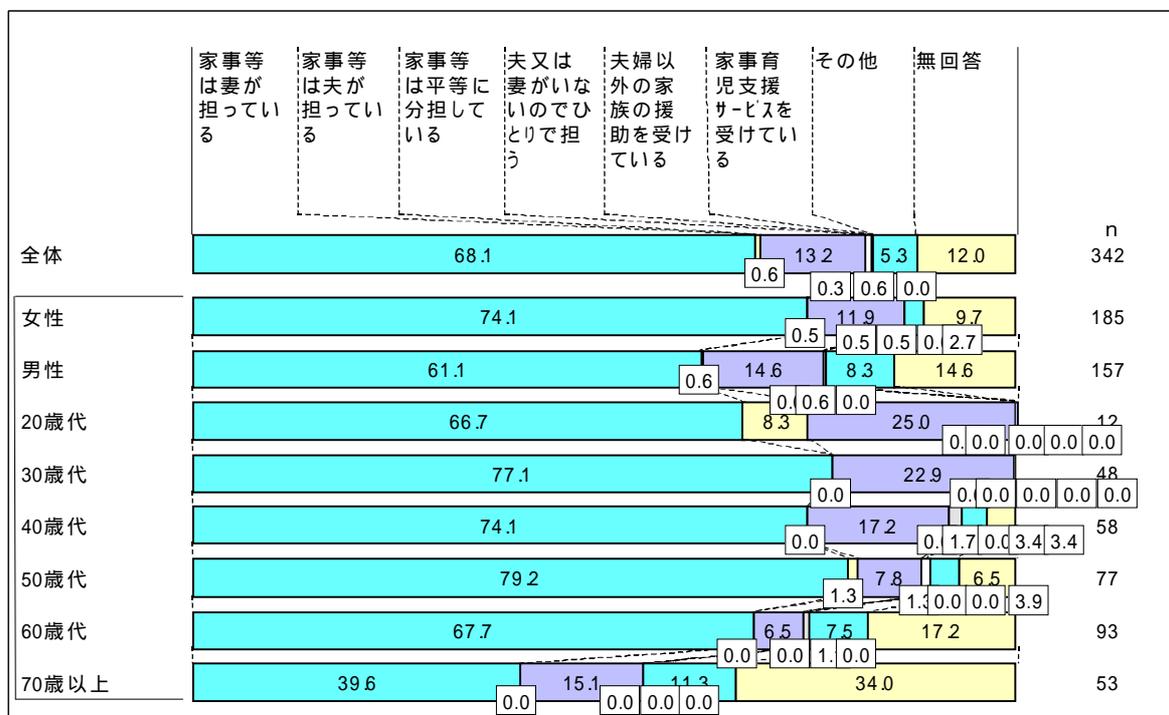
資料出所：Eurostat “How Europeans Spend Their Time・Everyday Life of Women and Men” (2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time-Use Survey Summary” (2004)、総務省「社会生活基本調査」(平成15年)

資料：「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス企業へ - これからの時代の企業経営」2006年10月 厚生労働省・男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会



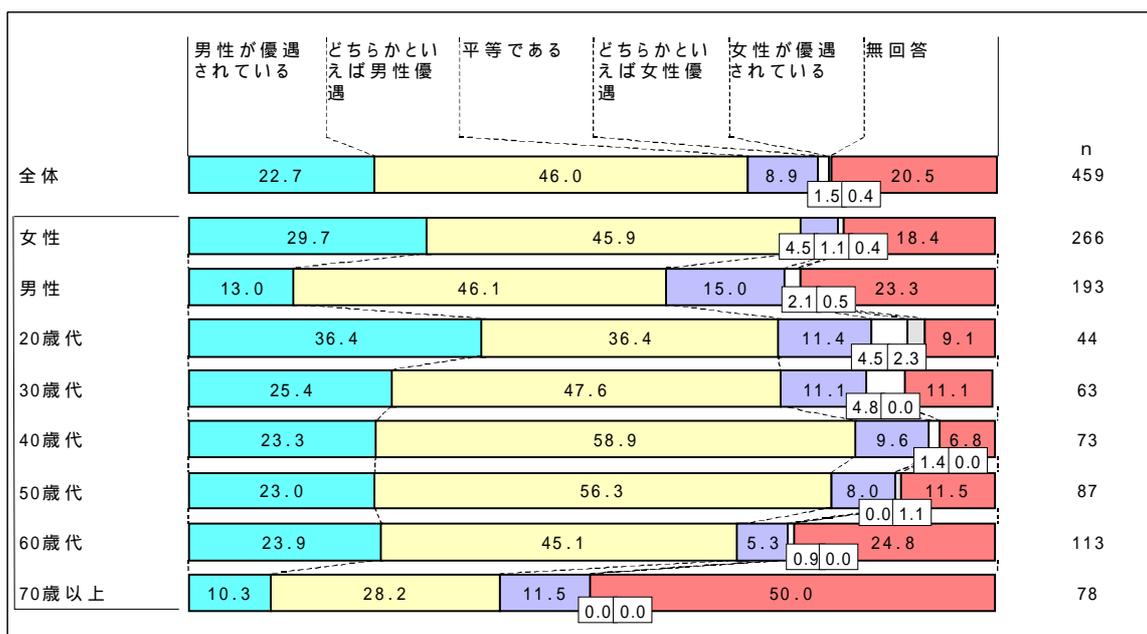
市民意識調査で家事・育児に関する実際の役割分担について聞いてみると、全体では「家事・育児は妻が担っている」との回答が約7割でした。「家事等は平等に分担している」回答の割合は2割に達していないのが現状です。

家庭での性別役割分担（全体・性別・年代別）（％）



慣習やしきたりの面での男女の地位についての回答では、女性の約7割、男性の約6割で男性が優遇されているとしています。

社会慣習やしきたり面での男女の地位（全体・性別・年代別）（％）



資料：「男女平等意識・実態調査」平成16年 清瀬市

## 【施策】

### 男女が平等に育児や介護にかかわる家庭環境の推進

事業内容	区分	担当課
<p>男女がともに性別役割分担意識を見直し、平等に家事・育児・介護等を分かち合う家庭づくりに向けた情報提供・啓発・広報活動を推進する。4-2-4-1再掲</p> <p>・子育てを男女が共に担うための講座を充実する。 ・育児に関する父親の役割に関して両親学級等で啓発に努める。</p>	継続	秘書広報課 男女共同参画センター 子育て支援課
<p>男性を対象とした育児・家事・介護等に関する情報提供や講座を開催し、男性が生活面で自立し男女が平等に担う家庭環境を推進する。1-3-1-4、4-2-4-2再掲</p>	継続	男女共同参画センター 生涯学習スポーツ課
<p>男性が仕事と家庭の両立が図れるような社会基盤の整備への関心を高めると同時に、育児の楽しさを認識できるよう支援する。</p>	継続	男女共同参画センター
<p>育児・介護休業法及び制度についての理解を促進する。</p>	継続	職員課

### 固定観念に基づいた慣習の見直しと協力関係の家庭づくり

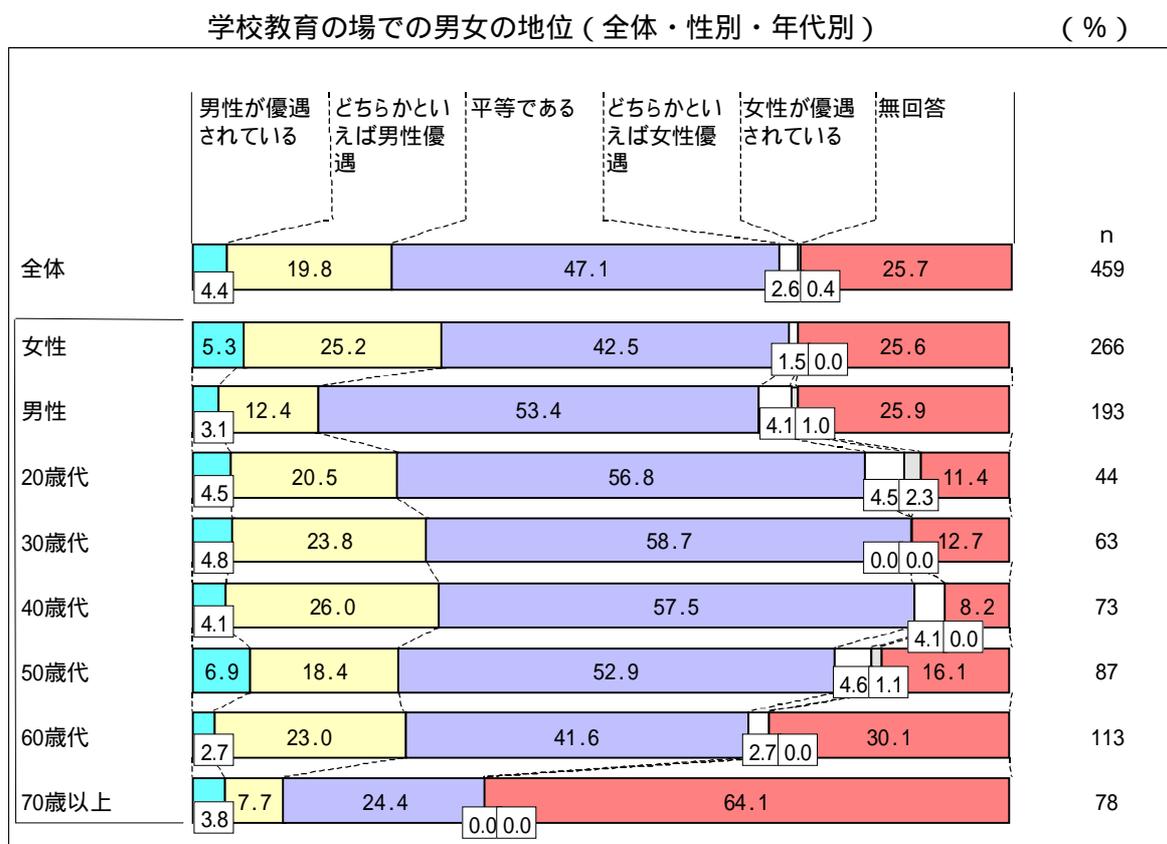
事業内容	区分	担当課
<p>家族がお互いの人格を尊重し、特に家事・育児などは性別にとらわれない役割分担を共通に理解して、それぞれの責任を果たすという意識の啓発に努める。</p>	継続	男女共同参画センター 生涯学習スポーツ課
<p>多様な家族形態を認めるなかで、一人ひとりの家族が尊重され家族のふれあいを大切にする情報提供・啓発に努める。</p>	継続	男女共同参画センター
<p>家庭内や地域社会の中での固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行の見直しを行い、協力関係の組織づくりを積極的に図る。</p>	継続	男女共同参画センター



## 課題2 男女平等の視点に立った学校教育の充実と推進

人権意識や男女平等意識に基づき男女平等参画を推進する基礎を築くものとして、教育・学習は重要な役割を持っています。学校、家庭、地域などあらゆる場において、相互連携を図りつつ男女平等参画を推進する教育・学習の充実を図ることが重要です。

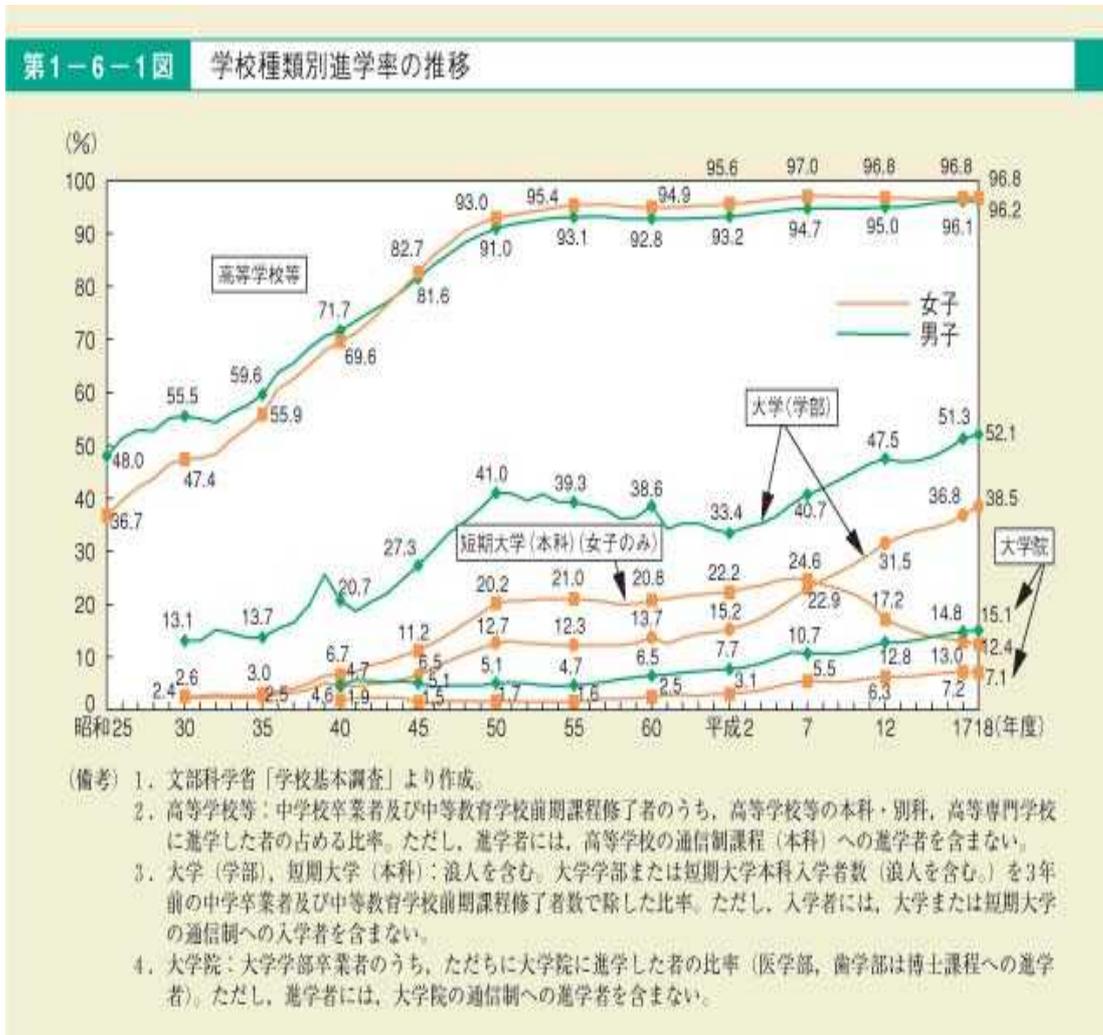
市民意識調査では、学校教育の場での男女の地位について、「平等である」とした回答は多いのですが、うち男性は5割をこえ、女性は4割強と女性の方が「男性優遇」と感じています。



資料：「男女平等意識・実態調査」平成16年 清瀬市

全国的にみると高等教育機関への進学率には依然として男女差があり、女性の理工系分野への進出の遅れなど分野別にも偏りがあります。男女が性別にかかわらず多様な進路選択ができるよう、支援していく必要があります。

### 学校種類別進学率の推移

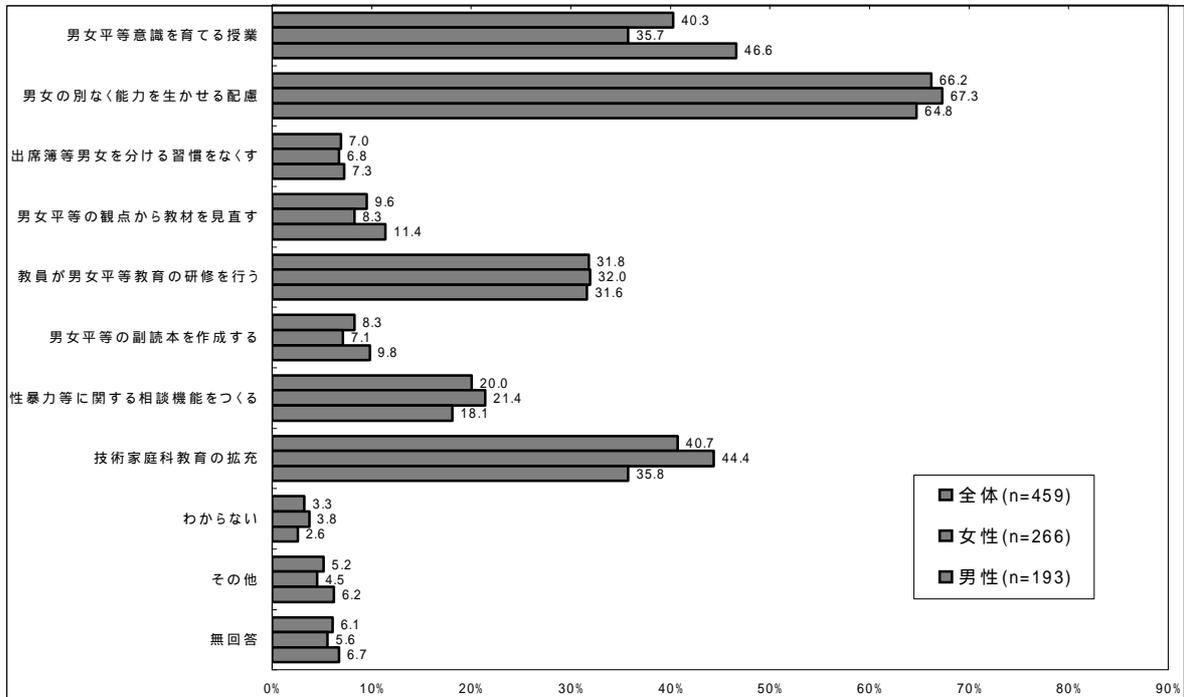


資料：「男女共同参画白書」平成19年版 内閣府



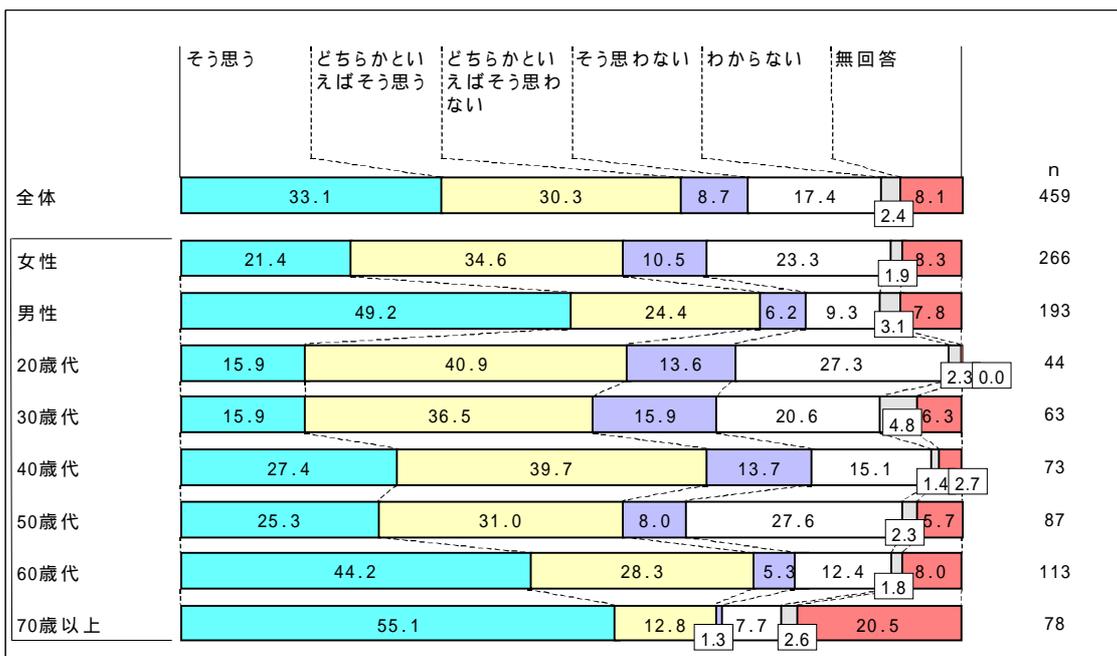
市民意識調査では、これからの社会で男女平等な人間関係をつくっていくために学校教育の場で求められているものとして、男女の別なく能力をいかせる配慮との回答が高くなっています。

学校教育に求めるもの（全体・性別）（％）



「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしくしつける」という考えは、特に男性に多くなっています。

育児における「女の子らしさ」「男の子らしさ」(全体・性別・年代別)



資料：「男女平等意識・実態調査」平成16年 清瀬市

## 【施策】

### 教育活動のあらゆる場における男女平等意識の啓発

事業内容	区分	担当課
教科書内容を男女平等の視点に立った指導で推進する。	継続	指導課
性別にとらわれることなく、個性を尊重し能力と適性を生かした進路指導の充実を図る。	継続	指導課
男女平等教育について、校内研究等で積極的に取り入れ成果の普及を図る。	継続	指導課
学校における男女差による活動の違いや潜在化されている意識や発言等に対して点検や見直しを行う。	継続	指導課
男女平等教育を推進し研究成果を取り入れ、市内すべての学校の教育活動に活用し男女平等教育を推進する。	継続	指導課

### 技術・家庭科における男女平等教育の一層の推進と充実

事業内容	区分	担当課
男女が共に学ぶ技術・家庭科教育の一層の充実を図る。	継続	指導課

### 幼児期からの男女平等教育の推進

事業内容	区分	担当課
保育園、幼稚園で男女平等意識を育てよう指導する。	継続	子育て支援課

### 教職員の男女平等意識の醸成

事業内容	区分	担当課
市内公私立保育園・幼稚園・学校教職員に対し、男女平等の視点を明確にした研修の充実を図る。	継続	子育て支援課 指導課

### 男女平等を推進するための家庭と学校の協力

事業内容	区分	担当課
教職員や保護者を対象とした男女平等教育に関する情報提供や講座の開催を検討する。	継続	男女共同参画センター

### 互いの性を理解し尊重する性教育の推進

事業内容	区分	担当課
「性教育の手引」を活用すると共に、児童・保護者向けの小冊子を作成する。	継続	指導課
ワークショップ形式等の授業を工夫する。	継続	指導課

### 課題3 男女平等意識を高める社会教育の充実

自主グループやNPO活動、ボランティア活動などの市民活動を支援し、あらゆる場における男女平等参画を進める必要があります。

#### 【施策】

##### 学習機会の提供

事業内容	区分	担当課
男女平等参画の視点に立った講座、女性にかかわる問題を体系的、総合的に学習する講座を開催する。	継続	男女共同参画センター
市内大学等と連携を図り、女性学講座等の市民公開講座の充実に要請していく。	継続	男女共同参画センター 生涯学習スポーツ課
インターネット等を使いこなすための講座、男女平等に関する法律・制度等を理解し活用するための講座など、知識を高め社会参加やステップアップにつながる実践的な講座を開催する。	継続	男女共同参画センター 生涯学習スポーツ課
男性が生活面で自立し、家庭責任を男女が平等に担うため、男性を対象とした育児・家事・介護等の講座を開催する。 1-1-1-2、4-2-4-2再掲	継続	男女共同参画センター 生涯学習スポーツ課
あらゆる市民が男女平等に関する講座に参加しやすいように夜間・土・日曜講座、保育や手話通訳付き講座、テープ講座など、多様なニーズに対応した講座を開催する。	継続	男女共同参画センター
地域内の身近な場所で気軽に学習できるよう、講師の派遣制度や市の公共施設の活用を図る。	継続	生涯学習スポーツ課

##### 学習情報の収集と提供

事業内容	区分	担当課
定期的な広報誌の発行をはじめ、パンフレット等を作成し、積極的な情報発信を行うとともに、市が発行している各種広報紙を積極的に活用して、男女平等推進に関する情報提供を行い、市民の意識変革に努める。	継続	秘書広報課 男女共同参画センター
国をはじめ東京都、近隣市が発行する情報誌や各種資料を継続的に収集して、男女平等推進に関する最新情報を提供し、講座やイベント等への市民参加の機会を拡大していく。	継続	男女共同参画センター

自主グループ、NPO活動、ボランティア活動等に対する男女平等参画意識形成への支援

事業内容	区分	担当課
市民活動の現状を把握し、市民活動情報データベースを充実させる。	継続	企画課
市民活動情報データベースにより市民活動に関する情報提供を行う。	継続	企画課
男女平等参画の視点から市民活動・ボランティア活動等への参加促進の啓発を市民活動関係広報紙等で行う。	継続	企画課
自主グループ等の交流活動を活性化するため、関連情報を積極的に提供するほか交流の機会と場の提供に努める。	継続	男女共同参画センター

地域社会における男女平等参画推進への支援

事業内容	区分	担当課
自治会等の地域コミュニティの現状を把握し地域コミュニティ再生の必要性について啓発・広報活動を行う。	継続	企画課
自治会等の地域コミュニティの再生を目指していくにあたり地域活動の展開や方針作成、活動内容の決定等のプロセスについて、男女平等参画の視点から状況に応じた助言等の支援を行う。	継続	企画課

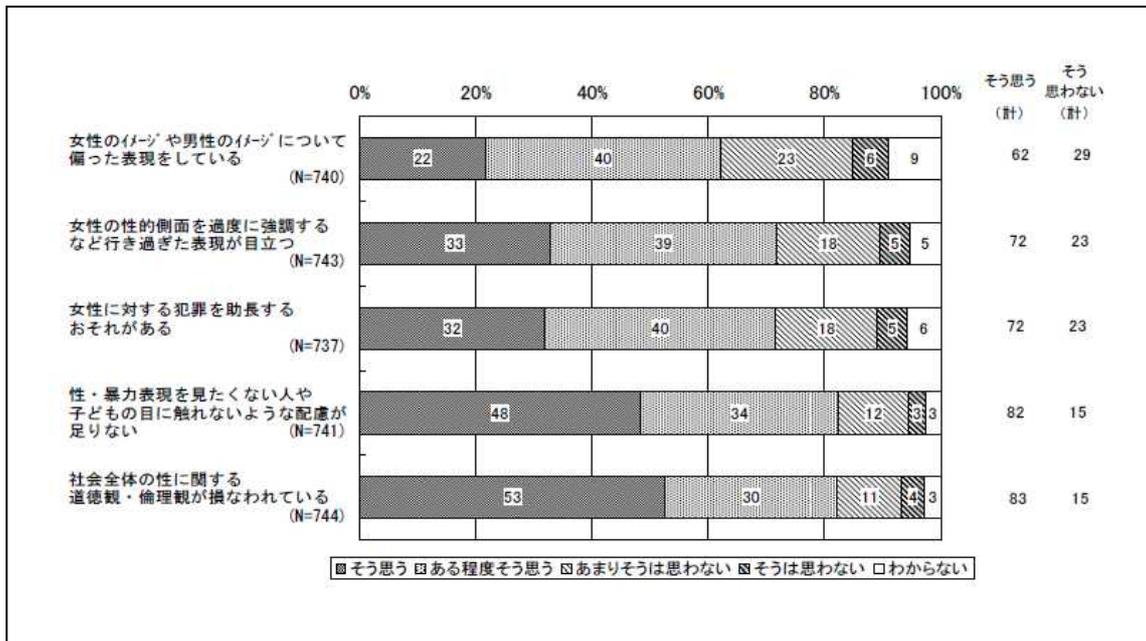
学習活動相談体制の充実

事業内容	区分	担当課
男女平等教育・学習を含む各種の学習情報を提供するとともに、学習相談に応じる。	継続	男女共同参画センター 生涯学習スポーツ課
女性が社会的・文化的につくられた女性像にとらわれることなく、より自分らしく生きられるよう学習相談体制の拡充を図る。	継続	男女共同参画センター

## 課題4 メディアにおける男女平等意識の形成

メディアは一人ひとりの意識形成に多大な影響力を持っています。メディアが提供する情報のなかには固定的な性別役割分担に基づいた表現や、女性の性的な面を強調したもの、過激な暴力表現が見受けられることがあり、男女平等参画を阻害する要因のひとつです。

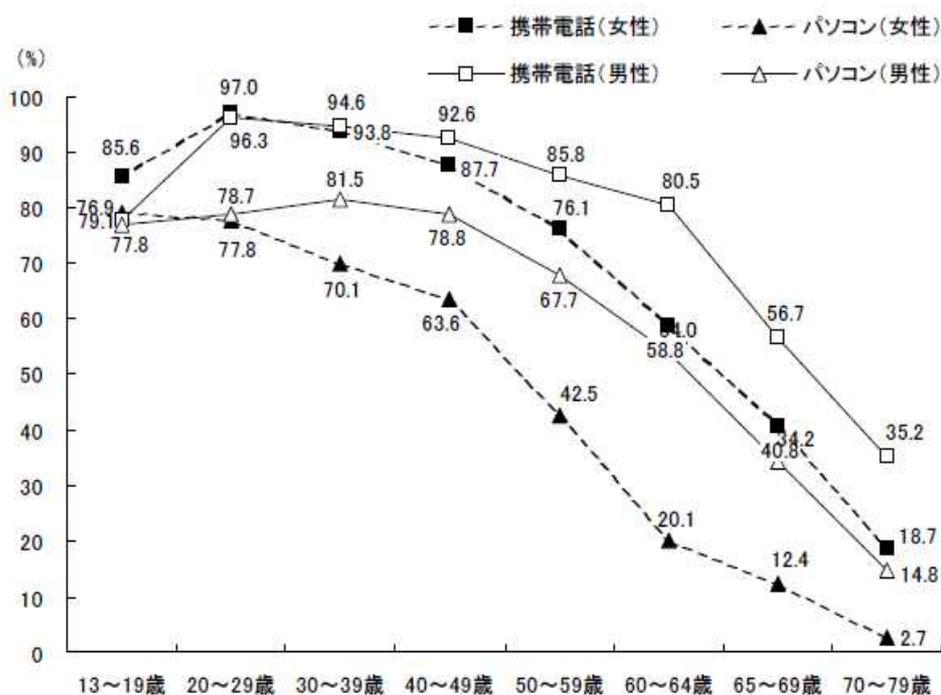
メディアにおける性・暴力表現



資料：「家庭と社会生活に関する都民の意識調査報告書」平成17年 東京都生活文化局

高度情報化社会のなかでは、メディアからの情報を受けるだけでなく、主体的に選択でき、自らが発信する能力（メディア・リテラシー）を育成することが課題といえます。

男女・年齢別情報機器の利用率（全国）



資料：「通信利用動向調査世帯編」 平成 17 年 総務省

## 【施策】

メディアにおける「性の商品化」や暴力等、女性の人権侵害につながる表現について各メディアの自主的是正を促進

事業内容	区分	担当課
メディアにおける「性の商品化」や女性に対する暴力等、女性の人権侵害につながる表現を防止するための啓発に努める。 2-2-3-1再掲	継続	男女共同参画センター

情報の選択および分析能力の育成

事業内容	区分	担当課
メディアからもたらされる情報を一人ひとりが正しく選択・活用できる力(メディア・リテラシー)の向上のための取り組みを進める。	継続	男女共同参画センター
学校教育において多様なメディアからの情報を的確に判断し、活用する能力を育てる。	継続	指導課

## 目標 2

### 一人ひとりの性が尊重される社会の形成

「女性と男性が、互いの性を理解し尊重し合うとともに、性に基づいた健康が生涯にわたり維持されるよう配慮されること」が、条例の基本理念のひとつとして定められています。

女性も男性も一人ひとりが自分の性について正確な知識や情報を認識し、また、互いの性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持つことは、男女平等参画社会の形成の前提です。特に疾病は早期発見が重要であることから、健康診断の必要性について広く周知していくことが求められています。男女の生涯にわたる健康づくりを支援するために多様な取り組みを推進します。

妊娠・出産をする可能性のある女性に対しては、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する理解の推進を図るとともに、ライフステージに応じた適切な支援をすることが必要です。

女性のがんでは、近年、出産年齢の高齢化などライフスタイルや食生活の変化に伴う女性ホルモンとの関連から、乳がんが年々増加傾向にあり、子宮がんについては発症年齢が低年齢化しています。女性特有の疾患や健康上の問題に、より積極的に取り組む必要があります。

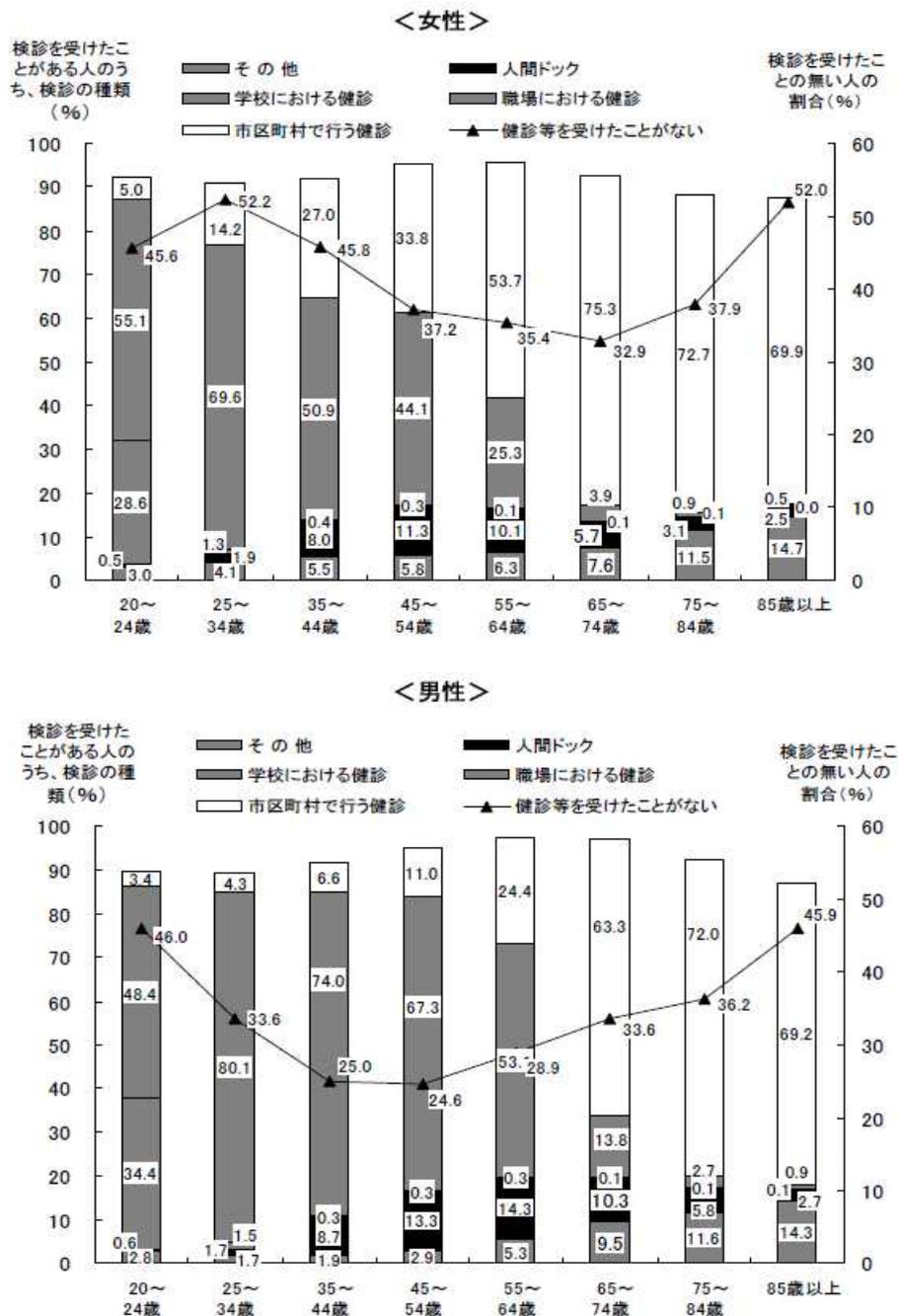
若年での感染が多いHIV・エイズや性感染症、薬物等に関する知識の普及や、こころの健康を保つための情報提供にも努めます。

女性の人権の視点から、女性の身体を商品として扱う「性の商品化」の問題に対しても取り組みに努めていきます。

## 課題 1 生涯を通じた健康支援

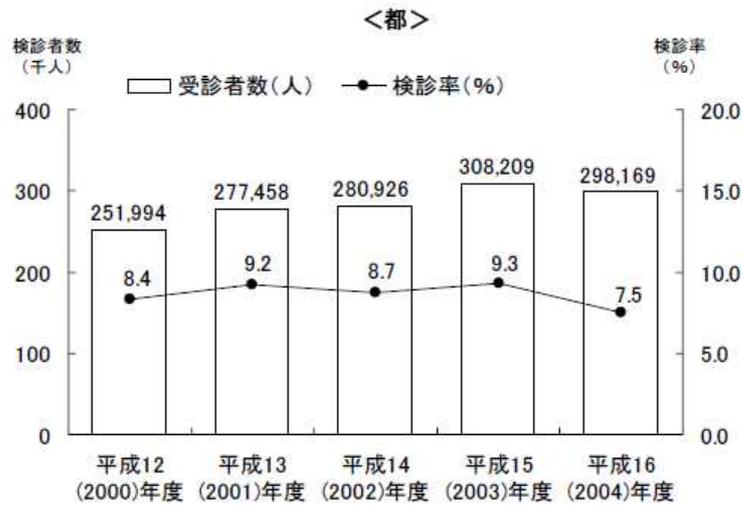
健康増進や生活習慣病予防のためには、定期的に健康診断を受けることが大切です。年齢階級別に健康診断を受けたことのない人の割合をみると、女性では25～34歳、85歳以上が50%を超えており、男性は20～24歳、85歳以上が45%を超えています。

年齢階級別にみた健康診断の受診率（全国）



資料：健康診断等受診率「国民生活基礎調査」厚生労働省 平成16年

## 子宮がん検診率の推移（都・全国）



注1：対象者は30歳以上の女性。

注2：検診項目

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコプ検査。

医師が必要だと認めるものに対しては、子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）。

注3：受診者数

平成14（2002）年度以前・・・「頸部」（あわせて体部を受診した者を含む）

平成15（2003）年度・・・「頸部のみ」と「頸部及び体部」を合わせた者

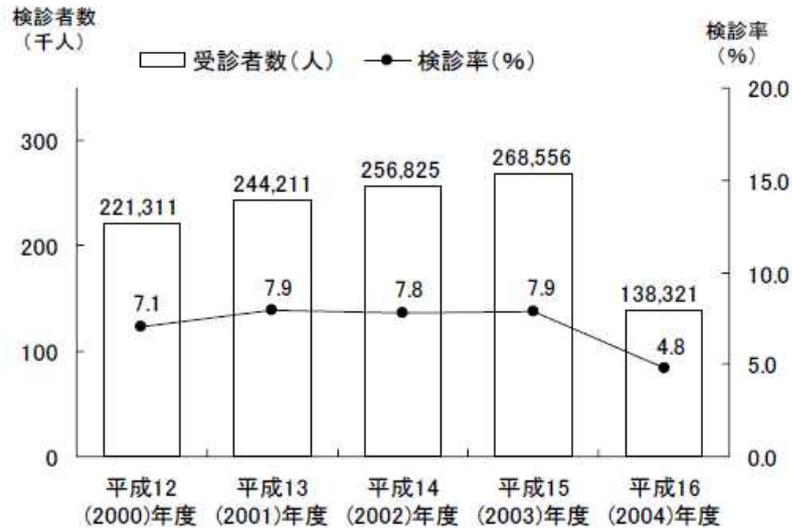
受診率＝受診者数／対象者×100

注4：平成18年3月公表の平成16（2004）年度の数値が最新のデータである。

資料：厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」

## 乳がん検診率の推移（都・全国）

### <都>



### <全国>



注1：対象者は30歳以上の女性。

注2：検診項目

問診、並びに視触診及び乳房エックス線検査。

注3：受診者数

平成14(2002)年度以前・・・「視触診方式のみ」と「マンモグラフィ併用方式」を合わせた者。

平成15(2003)年度・・・「視触診方式」と「視触診方式及びマンモグラフィ」を合わせた者。

受診率=受診者数/対象者×100

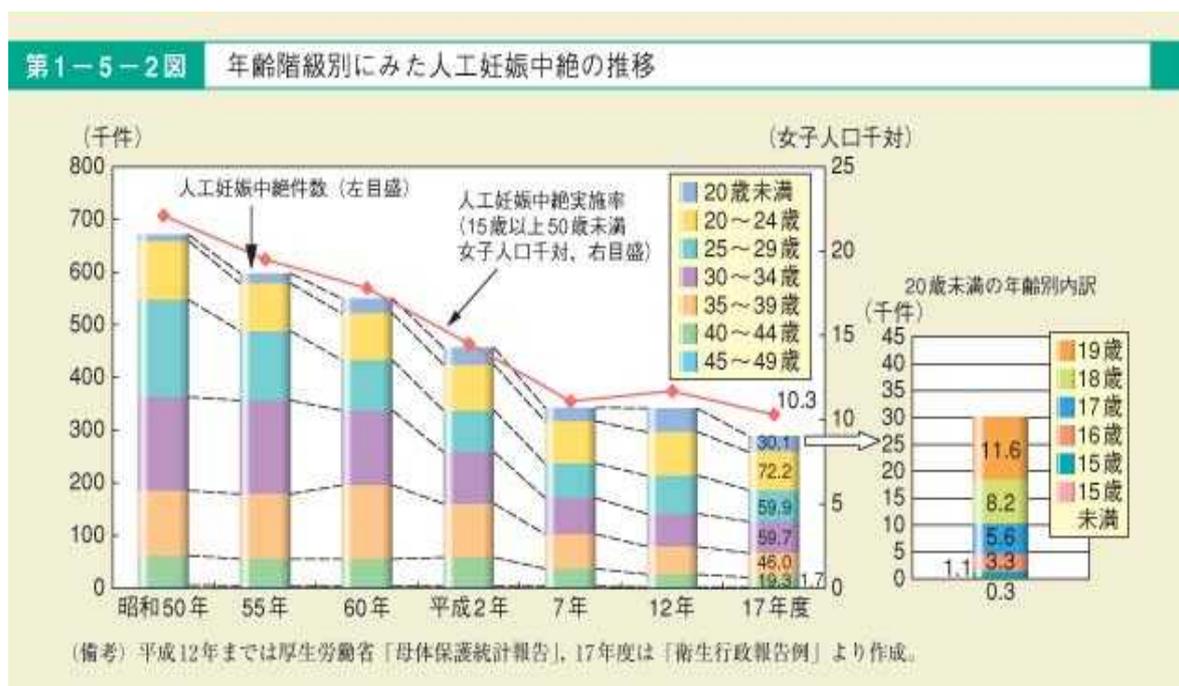
注4：平成18年3月公表の平成16(2004)年度の数値が最新のデータである。

資料：厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」

女性と男性の身体の仕組みの違いを互いに理解し、発達段階に応じた適切な性教育を進める必要があります。

人口妊娠中絶件数・人口妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口比）の昭和50年から平成17年までの動向をみると、総数では件数、実施率ともに総じて減少傾向にあります。若年層の全体に占める比重が増加しています。

年齢階級別にみた人口妊娠中絶の推移



資料：「男女共同参画白書」平成19年度版 内閣府

## 【施策】

思春期・成人期・中高年期の女性の健康づくりへの支援

事業内容	区分	担当課
更年期障害のための適切な生活指導等の充実と専門機関等の相談体制、医療機関への紹介等を検討する。	継続	健康推進課
生活習慣病の予防と健康の保持・増進に関する健康教育の充実を図る。	継続	健康推進課
子宮がん、乳がん、骨粗しょう症などの予防と検査の充実を図る。	継続	健康推進課
健康づくり推進員の育成と高齢者等の女性の健康づくりを支援する。	継続	健康推進課
広報誌や講座の開催等を通して、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する理解の推進を図る。	継続	男女共同参画センター

妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供

事業内容	区分	担当課
健康診査、保健指導や相談、医療援護などの一層の充実に努めるとともに、生命の危険にさらされやすい周産期の母子健康確保のため、周産期医療サービスの充実、調査研究の推進を図る。	継続	健康推進課
出産については、快適な出産を支援するための方策について、医師会・助産師会等の関係団体の協力を得ながら検討する。	継続	健康推進課

女性の健康をおびやかす環境問題への対策

事業内容	区分	担当課
国・都において実施される大気・水質・土壌及び母乳等の汚染状況や健康影響との関連にかかわる各調査結果等について情報提供を図る。	継続	環境課 健康推進課 上下水道課
土壌中のダイオキシン濃度の測定を実施する。	継続	環境課
ダイオキシン発生源への対策(燃やしてはいけないものは使わないという発生源を断つための啓発、情報の提供。ごみの分別収集の徹底)を図る。	継続	環境課

あらゆる教育の場における性に関する教育・指導の充実

事業内容	区分	担当課
性に関する正しい知識を持つための教育に力を入れ、生命の大切さ、人権尊重、男女平等の精神を養う施策の充実を図る。さらに、女性の性的自己決定権が尊重されるような教育学習の機会や各種広報による啓発に努める。	継続	男女共同参画センター 子育て支援課 指導課

H I V・エイズ、性感染症、薬物等に対する知識の普及と対策の推進

事業内容	区分	担当課
H I V・エイズに関する正しい知識を持ち、感染を予防し、患者や感染者に対しても差別意識を持つことのないよう啓発活動・情報の提供をする。また、保健所の相談・検査体制の充実を要請する。	継続	健康推進課
エイズ等性感染症に関する学校保健活動の充実を図る。	継続	指導課
性感染症に対する正しい知識を持つための指導・教育に力を入れるとともに保健所の相談・検査体制の充実を要請する。	継続	健康推進課
薬物等に対する知識の普及を図る。	継続	健康推進課

### こころの健康づくりの推進

事業内容	区分	担当課
男女が生涯の各ステージにおいて、こころの健康を保つための情報の提供や講座を開催する。	継続	男女共同参画センター 健康推進課
男女共同参画センターの相談事業に対する周知を推進する。	継続	男女共同参画センター
男女平等の視点から日常生活上の悩みやもめごと、また専門的な知識を必要とする問題等の相談を充実する。	継続	秘書広報課
子ども達の心の悩み等、相談体制の充実及び推進を図る。	継続	子ども家庭支援センター

### 生涯にわたる健康づくりへの支援

事業内容	区分	担当課
生涯にわたってそれぞれの年齢・体力・目的に応じて、スポーツに親しむことができるよう地域におけるスポーツクラブの育成や定着に努めるとともに、スポーツ施設の整備、指導者の育成・確保、各種スポーツ事業を積極的に推進する。	継続	生涯学習スポーツ課
健康センターの健康増進室を利用した体力相談をはじめ、女性・高齢者のための健康、体力づくりプログラムサービスの充実と軽スポーツやニュースポーツの紹介及び普及を図る。	継続	健康推進課 生涯学習スポーツ課

### 女性の健康教育、相談指導の充実

事業内容	区分	担当課
女性が自身のこころと身体について、生涯の各ステージごとに正しい知識を持ち、若い頃から健康づくりを高められるよう適切な情報の提供や講座の開催など、教育体制を整備し、相談・指導の充実を図る。	継続	男女共同参画センター 健康推進課

## 課題2 「性の商品化」問題に対する取り組みの推進

### 【施策】

#### 互いの性を理解し尊重する教育の推進

事業内容	区分	担当課
教育担当者に対し、性教育に関する研修を実施する。	継続	指導課
保護者に青少年の性に関する情報を提供し、家庭での性教育を援助する。	継続	指導課
幼児期から高校までの教育の場における性教育の状況について、実態調査を行うよう各教育機関へ要請する。	要請	指導課
性教育の充実のため、各学校間の情報交換と連携を図る。	継続	指導課

#### 「性の商品化」問題に対する啓発活動の推進

事業内容	区分	担当課
あらゆる教育の場において、問題意識を高める情報提供・講座の実施等による啓発に取り組む。	継続	男女共同参画センター 指導課 生涯学習スポーツ課
「性の商品化」問題に取り組む市民団体の育成とその活動に支援を行う。	継続	男女共同参画センター

#### メディアに対しての積極的な意思表示

事業内容	区分	担当課
メディアにおける「性の商品化」や女性に対する暴力等、女性の人権侵害につながる表現を防止するための情報の提供や講座を開催する。 1-4-1-1再掲	継続	男女共同参画センター

#### 性の商品化、売買春に対する規制の強化、法の見直しを要望する

事業内容	区分	担当課
国と都に対して女性に対する性暴力、性犯罪、売買春、人身売買等の防止への取り組み推進を要請する。	要請	男女共同参画センター

#### 相談事業の推進と関係機関のネットワークの推進

事業内容	区分	担当課
都や市の公共機関や民間団体とのネットワークを作り、情報交換や支援体制の充実を図る。	継続	男女共同参画センター

## 目標 3

# 女性に対するあらゆる暴力の 根絶に向けた取り組みの推進

今回の男女平等推進プランにおいては、前プランの課題を改め、新たに「女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進」を目標とし、配偶者等からの暴力(DV)に対する取り組みの推進や高齢者や児童等への虐待の防止と対応、性暴力・ストーカーの防止、セクシュアル・ハラスメントの予防と救済等を課題としました。

このうち、配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、家庭内などの周囲の目に触れにくい場で起こることもあって、被害の多くは潜在化してきました。被害を受けるのはほとんどが女性であり、女性は勿論その子どもについても、暴力が心身に深刻な影響を及ぼすことが明らかになってきています。

配偶者暴力防止法の施行以後、相談件数や保護命令の申立て件数は、年々増加しています。暴力防止へ普及・啓発活動をさらに推進するとともに、各関係機関の連携体制を強化し、相談窓口の充実をはじめ、保護から生活再建にいたる総合的な計画の策定への取り組みに努めます。

また、こうした親密な相手へ暴力をふるい相手を支配する関係は、若年層の男女の交際でも広がっています(いわゆる「デートDV」)。パンフレット等での情報提供や講座の開催等防止のための教育の推進が求められています。

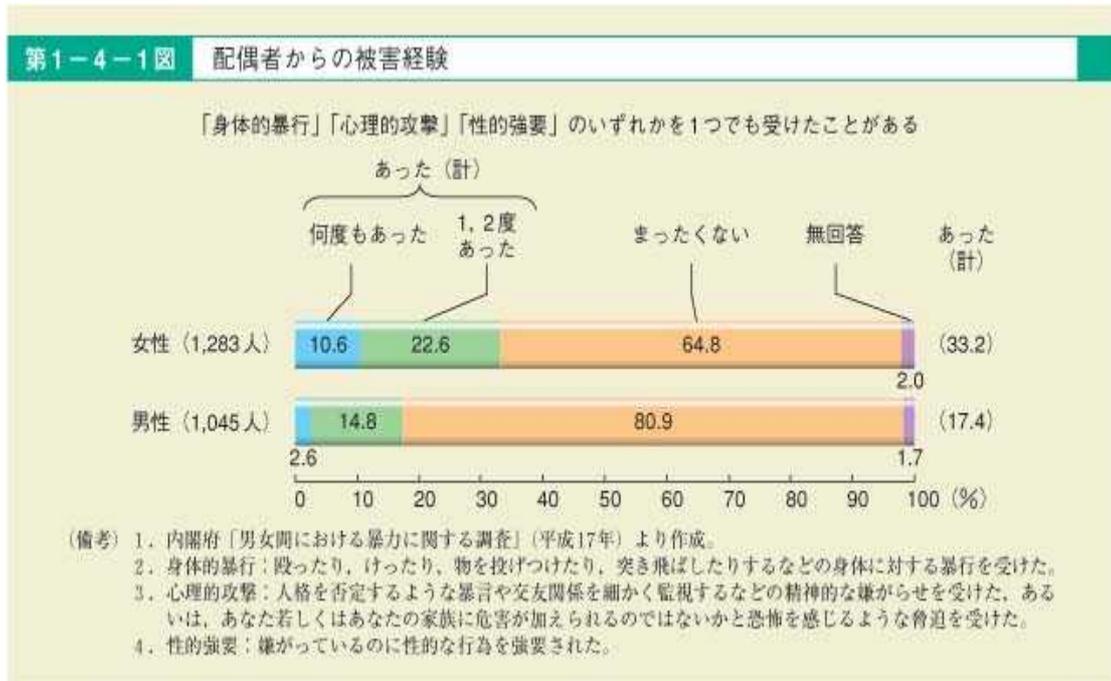
高齢者に対する虐待が家庭や介護施設等で表面化しています。また、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を及ぼす児童等への虐待も、相談件数の増加が続いています。高齢者や児童等への虐待に対する早期発見、早期対応、関係機関との連携の強化に努めます。

性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等に対しても、防止のための広報・啓発活動や研修の実施、相談体制の充実に努めます。

## 課題 1 配偶者等からの暴力に対する取り組みの推進

内閣府が全国の 20 歳以上の男女 4,500 人を無作為抽出し実施した調査によると配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)からの暴力による被害体験では、女性の 10.6%、男性の 2.6%はこれまでに配偶者から身体的暴力、心理的攻撃、性的強要のいずれかをひとつでも受けたことが「何度もあった」と答えています。

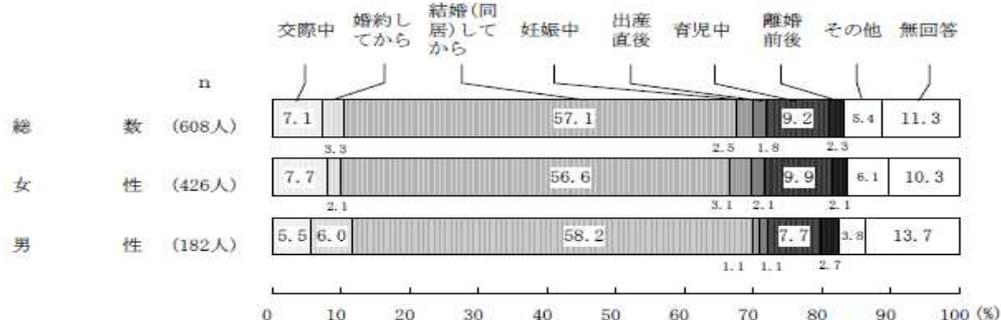
配偶者からの被害経験



資料：「男女共同参画白書」平成 19 年版 内閣府

これまでに配偶者から何らかの被害を受けたことのある人が、最初に被害を受けた時期は「結婚(同居)してから」が最も多くなっています。

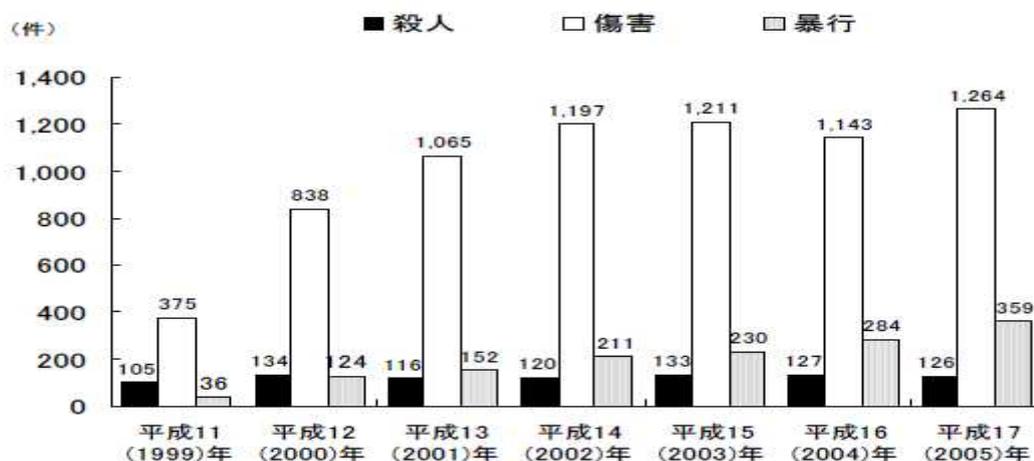
最初に被害を受けた時期



資料：「男女間における暴力に関する調査」平成 17 年内閣府

警察庁による配偶者間における犯罪の検挙件数（平成 17 年）は、1,939 件となっており被害者の 90.2%を女性が占めています。また、夫から妻への犯罪の検挙状況をみると「傷害」が最も多く「暴行」は増加を続けています。

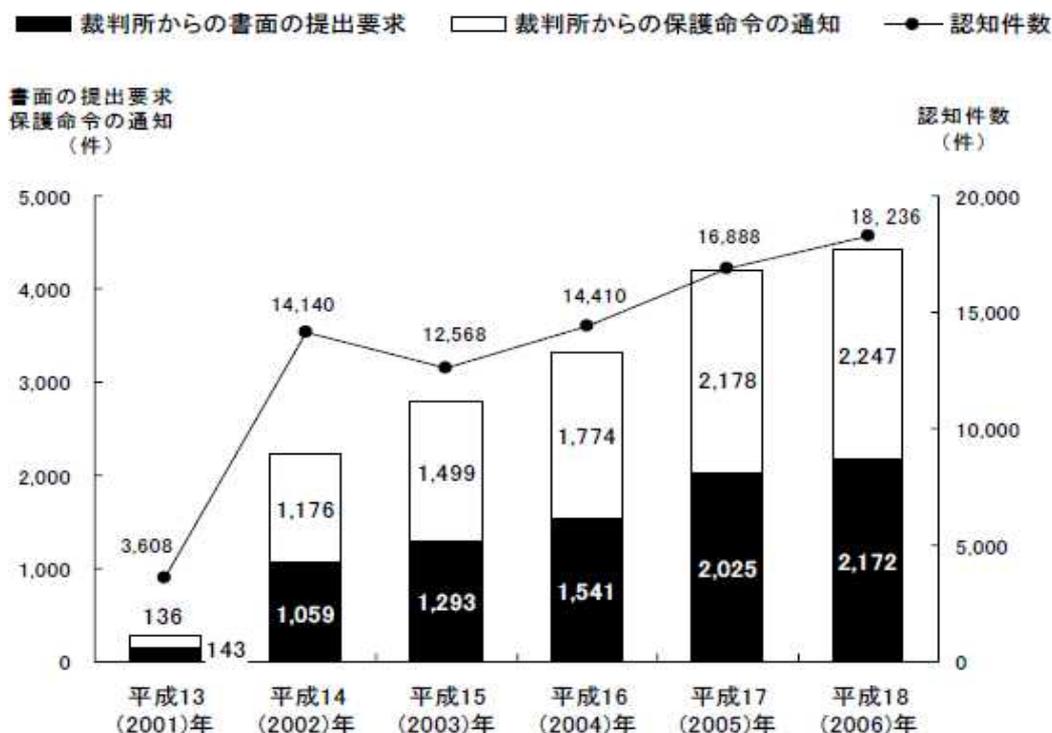
夫から妻への犯罪の検挙状況



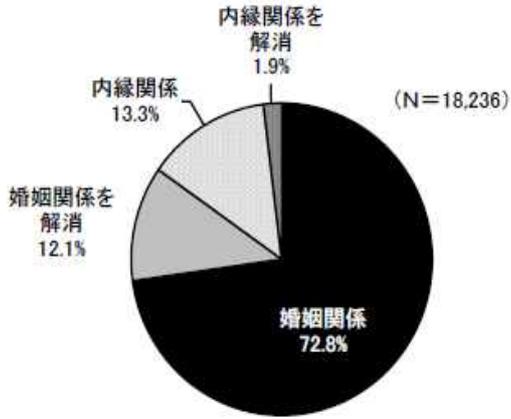
平成 18 年に警察で対応した配偶者からの暴力相談等の認知件数は、前年に比べ増加し、被害者の 98.8%が女性であり、20～30 歳代が約 6 割を占めています。

平成 18 年中に警察が取り扱った配偶者暴力の状況（全国）

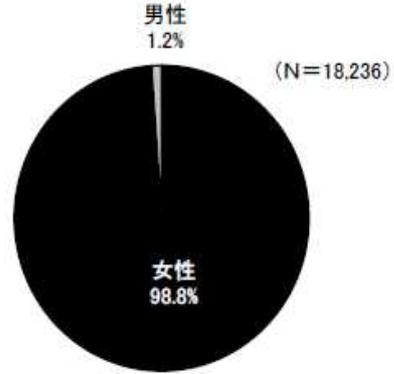
(1) 配偶者暴力に係る対応の推移（全国）



( 2 ) 加害者と被害者との関係

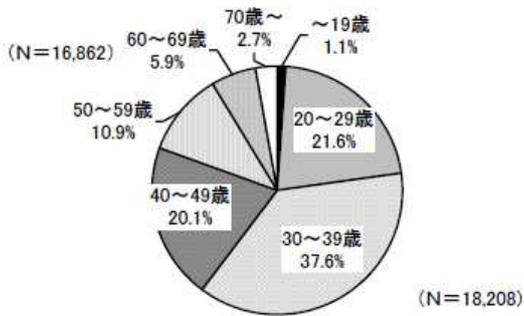


( 3 ) 被害者の性別



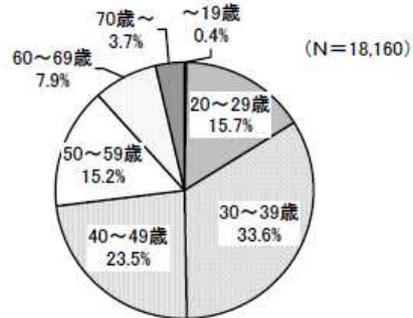
注：「内縁関係」は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合に限る。

( 4 ) 被害者の年齢



注：年齢が不明である28件を除く。

( 5 ) 加害者の年齢

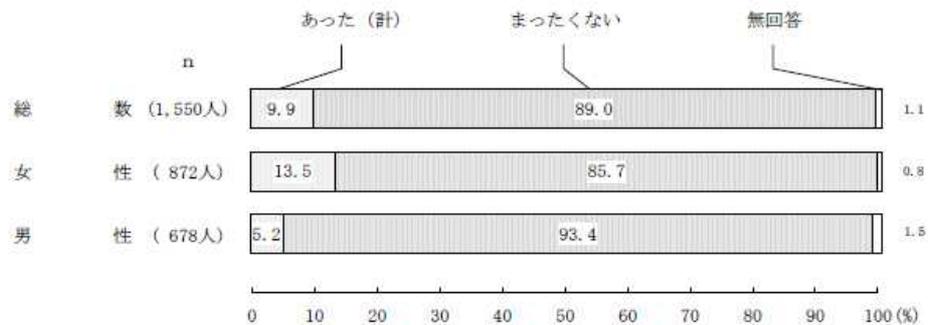


注：年齢が不明である76件を除く。

資料：警察庁広報資料

10 歳代から 20 歳代に当時の交際相手から “ 身体的暴行 ” “ 心理的攻撃 ” “ 性的強要 ” のいずれかをされたことが「あった」という人は 1 割で女性が男性を上回っています。

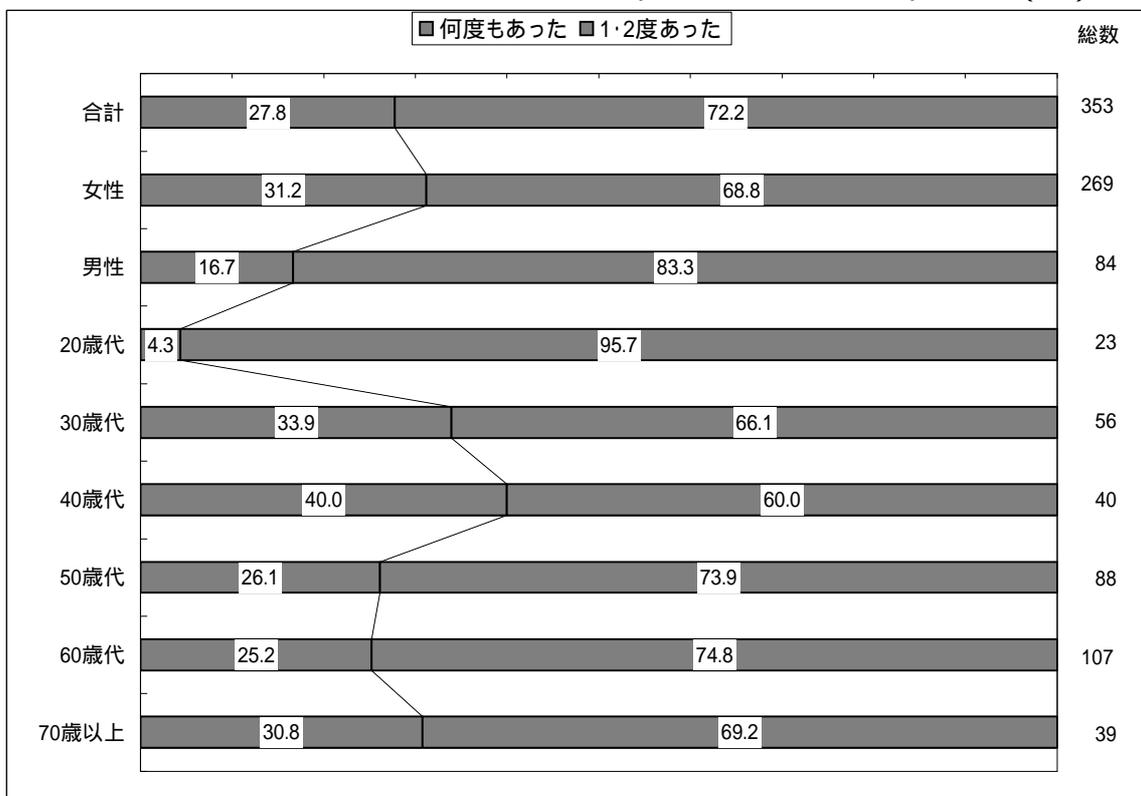
10 歳代から 20 歳代のときの交際相手からの被害経験 - まとめ ( 男女別 )



資料 : 「男女間における暴力に関する調査」平成 17 年 内閣府

市民の意識調査によると DV が「あった」と答えた人のうち「何度もあった」が女性の 31.2% を占めています。

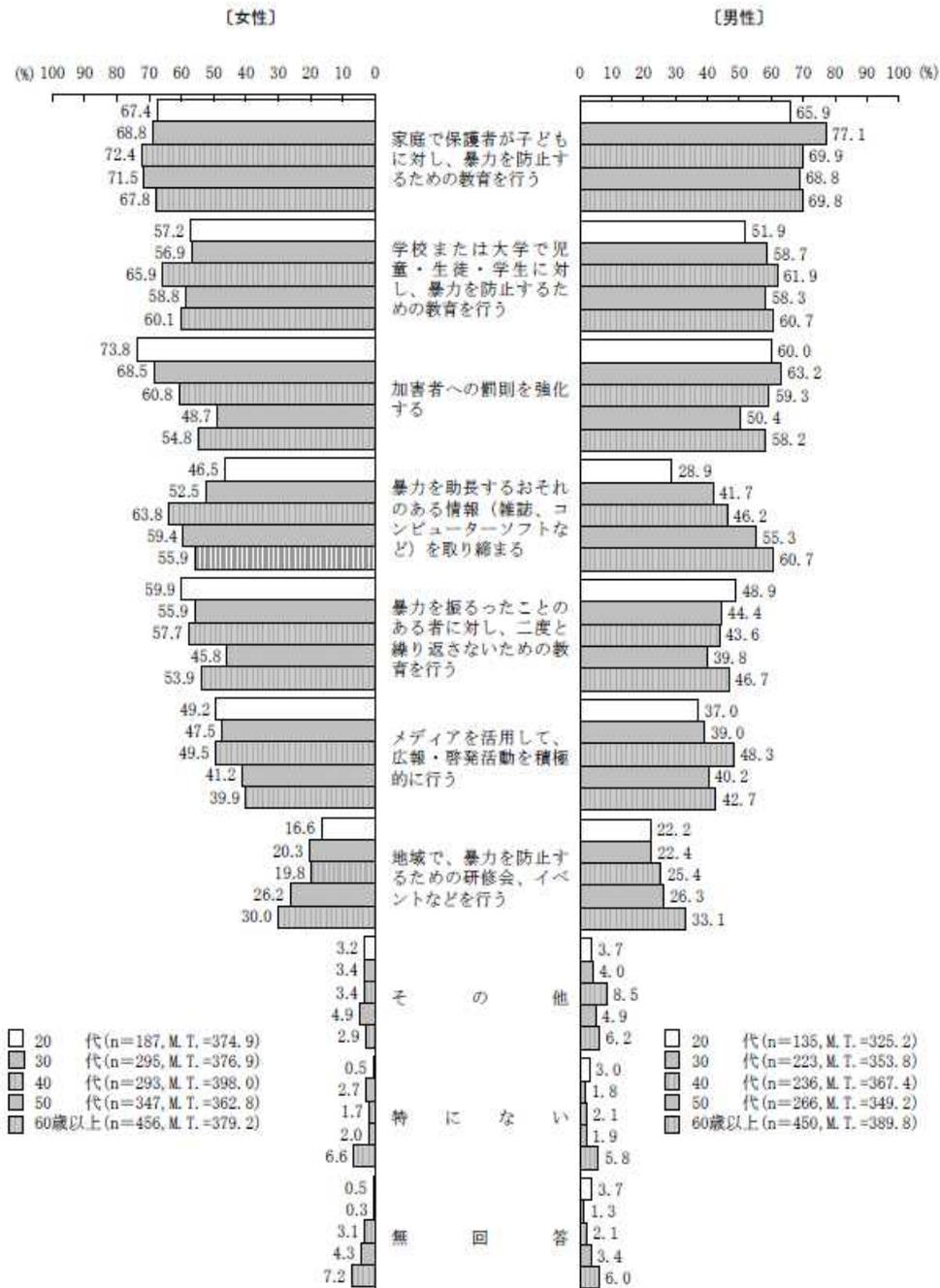
DV を受けた経験 全項目相加平均 ( 全体・性別・年代別 ) ( % )



資料 : 「男女平等意識・実態調査」平成 16 年 清瀬市

男女間の暴力を防止するために必要だと考えることは、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」が最も多くあげられています。

男女間の暴力を防止するために必要なこと（性・年齢別）



資料：「男女間における暴力に関する調査」平成 17 年内閣府

## 【施策】

### 暴力防止への普及・啓発活動の推進

事業内容	区分	担当課
配偶者等からの暴力は身近にある重大な人権を侵害する行為であるという理解を広めるための講座・学習を推進する。	継続	男女共同参画センター
関係機関へのパンフレットの配布等を通して、潜在化しがちな配偶者等からの暴力について、被害の発見・通報の趣旨について広く地域の理解を促進する。	継続	男女共同参画センター
相談窓口の充実と相談に関する周知を推進する。	継続	男女共同参画センター

### 交際相手からの暴力（デートDV）への取り組みの推進

事業内容	区分	担当課
デートDVを防止するため、若年層を対象とした情報提供、講座の開催等を実施する。	継続	男女共同参画センター 指導課
デートDVに関する理解を広げるために関係者等に対する研修に取り組む。	継続	男女共同参画センター 指導課

被害当事者やその子ども等の安全を確保し、各関係機関が連携し本人の意思を尊重した支援を進めることが必要です。

### 緊急一時保護事業の拡充

事業内容	区分	担当課
外国人を含めて利用できるシェルター（緊急一時保護施設）の増設等、緊急一時保護事業の拡充を東京都へ要請する。	要請	生活福祉課
緊急時における被害当事者の安全を確保するための方法について、各関係機関での連絡体制を整備する。	継続	男女共同参画センター
加害者からの追求の対応方法について関係機関で検討する。	継続	男女共同参画センター

被害当事者の保護から生活再建にいたる総合的な支援計画の策定が必要です。

被害当事者の生活再建のための支援

事業内容	区分	担当課
被害当事者の生活再建のため、母子自立支援員（婦人相談員）による助言、指導、また各種社会福祉制度の紹介や福祉資金の貸付による支援を実施する。	継続	生活福祉課
被害当事者が心身の健康を回復するための相談体制を充実する。	継続	男女共同参画センター
被害当事者の就業促進のための相談体制を充実する。	継続	男女共同参画センター
DV・ストーカー行為等の被害当事者を保護するため、住民票の写し等の交付を制限する支援措置を実施する。	継続	市民課

DVは、その家庭に育つ子どもに対しても多大な被害・影響を与えます。

被害当事者の子どもに対する支援

事業内容	区分	担当課
身近なところで、気軽に相談でき、適切な援助やサービスが利用できる体制づくりを推進する。	継続	子ども家庭支援センター
学校、幼稚園、保育園等、子どもに関する関係機関との情報交換、協議、調整等、連携を強化する。	継続	子育て支援課 子ども家庭支援センター 指導課
住民票を異動しない転校等について対応する。	継続	学務課
DVと児童虐待は関係性が深いため、子どもに関する関係機関との情報交換、協議、調整等、連携を推進する。	新規	男女共同参画センター

関係機関の連携と研修の充実

事業内容	区分	担当課
早期の被害当事者の発見、保護を目的とした庁内各関係相談窓口との連絡調整を推進する。	継続	男女共同参画センター
関係機関担当者に対する配偶者暴力等に関する研修を推進する。	継続	男女共同参画センター
配偶者等からの暴力対策連絡協議会の充実等、関係機関との連携を強化する。	継続	男女共同参画センター
被害者対応マニュアルの作成を検討する。	新規	男女共同参画センター

#### 民間活動の育成と支援

事業内容	区分	担当課
多様な施策を推進する立場から、民間活動の育成を図る。シェルター（民間一時宿泊所）・相談室等の開設援助と運営費の助成を推進する。	継続	男女共同参画センター

#### 配偶者からの暴力防止・被害者保護のための基本計画の策定

事業内容	区分	担当課
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正に伴う基本計画の策定を検討する。	新規	男女共同参画センター
配偶者等からの暴力被害の実態を把握するため、各関係機関（男女共同参画センター・生活福祉課・子ども家庭支援センター等）での統一したデータ化を図る。	新規	男女共同参画センター
早期の被害当事者の発見、保護、自立支援を目的とした各関係相談窓口との連絡調整を推進する。	新規	男女共同参画センター
支援に関する広域体制の整備及び連携の推進を都へ要請する。	要請	男女共同参画センター

#### 配偶者暴力相談支援センターの設置

事業内容	区分	担当課
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正に伴う配偶者暴力相談支援センターの設置を検討する。	新規	男女共同参画センター

被害当事者の苦痛を軽減し適切な支援ができるよう、相談体制を充実する必要があります。

#### 相談・カウンセリング体制の充実

事業内容	区分	担当課
被害当事者に対する相談・カウンセリング体制を充実する。	継続	男女共同参画センター
母子自立支援員（婦人相談員）による相談体制を充実する。	継続	生活福祉課

## 課題2 高齢者や児童等への虐待の防止と対応

子どもの虐待・高齢者に対する虐待の防止に向けた対応策も充実することが必要です。

### 【施策】

虐待の早期発見・早期対応に対する体制づくりの推進と関係機関の連携

事業内容	区分	担当課
虐待の早期発見・早期対応の推進。 常設の広場において、育児の不安や悩みに答えるため、子育てアドバイザーを配置し虐待の早期発見・早期対応に努める。	継続	子ども家庭支援センター
児童相談所や保健所等の関係機関と連携し個々の相談内容に応じた適切な指導・援助を推進する。	継続	子ども家庭支援センター
虐待の未然防止、早期発見を含め、要保護児童対策地域協議会等関係機関のネットワークの強化を図る。	継続	子ども家庭支援センター
高齢者虐待の相談窓口拠点である地域包括支援センターを充実する。	継続	地域福祉課
高齢者虐待の防止に向けた保健・福祉・医療の連携を促進する。	継続	地域福祉課
母子自立支援員（婦人相談員）による相談体制を充実する。	継続	生活福祉課

### 課題3 性暴力・ストーカーの防止

性暴力・ストーカー、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けて、さまざまな場での広報・啓発活動を進める必要があります。

#### 【施策】

##### 広報・啓発活動の推進

事業内容	区分	担当課
性暴力・ストーカー等の問題に関する情報提供と防止に向けた啓発事業を実施する。	継続	男女共同参画センター

##### 性暴力・性犯罪への対応と取締りの連携の推進

事業内容	区分	担当課
各相談窓口での被害者の発見・保護のための関係機関との連携、連絡調整を推進する。	継続	男女共同参画センター
性暴力・ストーカー等の被害者対応マニュアルの作成を検討する。	継続	男女共同参画センター
防犯灯の整備を推進する。	継続	防災安全課
警察に対し性暴力、ストーカー等の取締りの強化を要請する。	継続	教育総務課 指導課
子どもSOS・スクールパトロール等を推進する。	継続	教育総務課

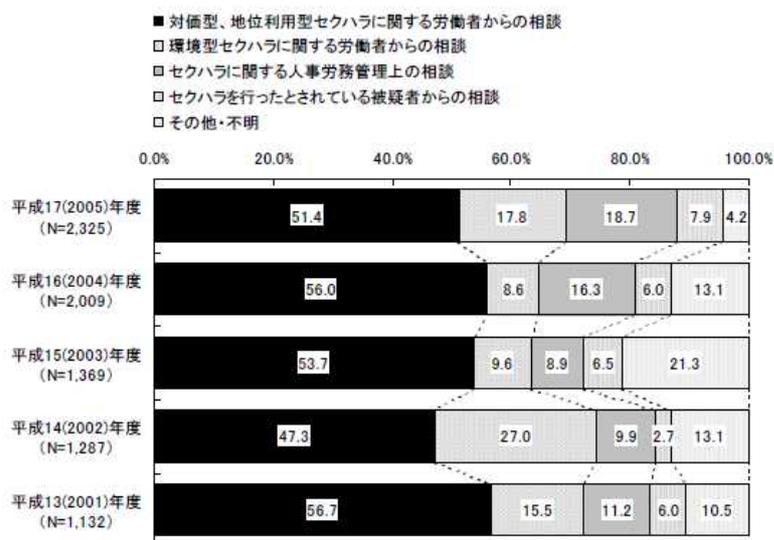
##### 相談・カウンセリング体制の充実

事業内容	区分	担当課
性暴力・ストーカーの被害者に対するカウンセリング等相談を充実する。	継続	男女共同参画センター
母子自立支援員（婦人相談員）による相談体制を充実する。	継続	生活福祉課
子ども自身からの相談の充実。 身近なところで、子ども自身からの相談を受け、他機関との連携・協働により、最善の援助やサービスを提供する。	継続	子ども家庭支援センター

## 課題4 セクシュアル・ハラスメントの予防と救済

セクシュアル・ハラスメントに関する相談（平成17年度）では、「対価型、地位利用型セクハラに関する労働者からの相談」が多くなっています。

セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容（都）



注1：「対価型、地位利用型セクハラ」とは、職場の地位を利用し、性的関係を強要しそれを拒否した女子社員を解雇するなど、性的言動に対する女性労働者の対応によってその女性労働者を解雇したり降格や減給などの不利益を負わせるような行為をいう。

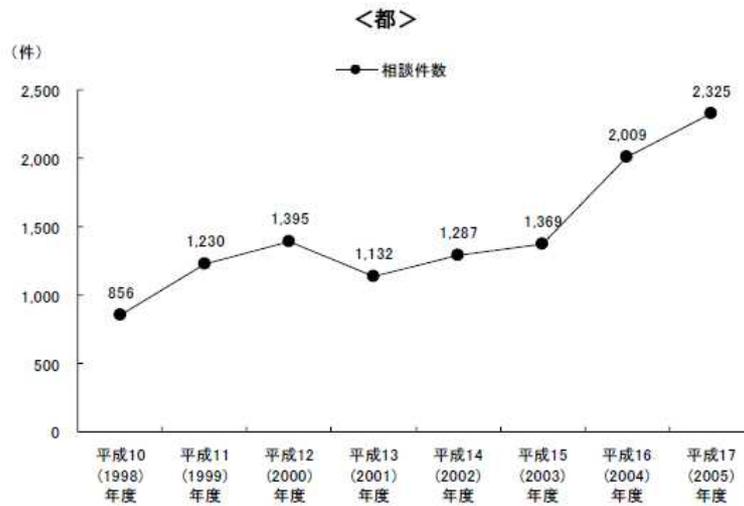
注2：「環境型セクハラ」とは、職場にスードポスターなどを掲示し、女性労働者の就業意識を低下させるなど、性的言動によって女性労働者の就業環境を不快にさせ女性労働者の就業に支障を生じさせるような行為をいう。

資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」



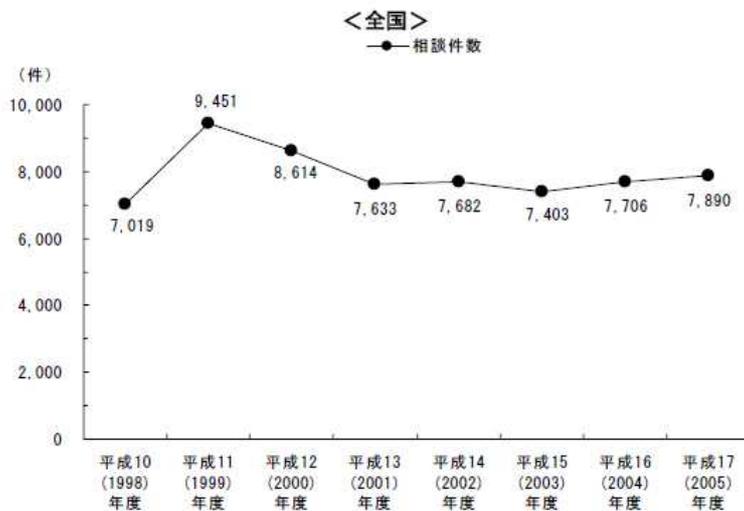
都のセクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数は増加しています。

セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数の推移（都・全国）



注：相談件数は、労働者、使用者、その他の合計である。

資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」



注1：「労働者」は「女性労働者等」で、「その他」も含む。

注2：男女別は出ていない。

資料：厚生労働省「第21回男女雇用機会均等月間」

## 【施策】

### 市内企業・施設・病院等事業所・団体等に向けての普及啓発・研修の推進

事業内容	区分	担当課
職場におけるセクシュル・ハラスメントを防止するため、市役所をはじめ市内企業・施設・病院等事業所に対する普及・啓発・研修を行う。	継続	男女共同参画センター
市内事業者へセクシュアル・ハラスメント防止についてパンフレット等により情報提供を行う。	継続	産業振興課
市職員に「セクシュアル・ハラスメント防止等対策要綱」の周知および研修を実施する。	継続	職員課

### さまざまな教育の場における普及啓発の推進

事業内容	区分	担当課
さまざまな教育の場でのセクシュル・ハラスメントの問題を正しく理解するために情報提供・講演会・講座を開催する。	継続	男女共同参画センター 職員課

### 教職員を対象にした研修の充実

事業内容	区分	担当課
教育の場におけるセクシュル・ハラスメントを防止するために研修を行う。	継続	指導課

### スクールカウンセラー等による相談窓口の充実

事業内容	区分	担当課
小・中学校に相談窓口を設置し、予防・相談・対応の機能を充実させる。	継続	指導課

### 相談体制の充実と関係機関の連携

事業内容	区分	担当課
職場でのセクシュアル・ハラスメントに対する相談を充実する。	継続	男女共同参画センター
市職員が気軽に相談できる窓口の設置を検討する。	継続	職員課